

①再入国出国中に在留期限を経過した方、②在留資格認定証明書の有効期限が経過した方の在留資格認定証明書交付申請について



令和2年6月26日
(令和3年4月16日更新)

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

下記①及び②のとおり提出書類を簡素化します。また、通常よりも迅速に審査します。

	①再入国出国中に在留期限が経過した方	②在留資格認定証明書の有効期限が経過した方
条件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再入国出国前から、活動内容や身分関係に変更がない方。 ○ 次のいずれにも当てはまる方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 再入国許可による入国期限が2020年1月1日以降の方 ・ 滞在する国・地域が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る入国制限が解除された日の6か月後以降、当庁が別途指定する日までに再入国許可による入国期限が満了する方 <p>(令和3年4月16日に対象となる期間を延長しました。)</p> <p>(注1)在留期限の満了日まで1か月未満の方で、期限内に再入国の目処が立たない方も対象です。 (注2)みなし再入国許可も含まれます。 (注3)「高度専門職2号」で在留していた方については従前の活動に応じ「高度専門職1号」(イ、ロ、ハのいずれか。)を申請してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前回の申請内容から変更がない方。 <p>※ なお、在留資格認定証明書の有効期限は、通常3か月間有効ですが、特例として、同証明書の作成時期によって、それぞれ有効とみなす期間を設けています(詳細はこちら)。この有効とみなす期限を経過する方が対象です。</p> <p>(注)入国予定日において、在留資格認定証明書の有効期限が経過することが見込まれる方も対象です。</p>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 <ul style="list-style-type: none"> ※ 在留資格に応じた「在留資格認定証明書交付申請書」を御利用願います。 ● 受入機関等が作成した理由書 <ul style="list-style-type: none"> ※ 別添の参考様式(別表1用、別表2用)を参照の上、作成願います。 ● 従前の在留カードの写し <ul style="list-style-type: none"> ※ 券面の情報が確認可能なものであれば、写真画像やFAXでも可。提出ができない場合は、その理由を記載した説明書(様式自由)を提出願います。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 <ul style="list-style-type: none"> ※ 在留資格に応じた「在留資格認定証明書交付申請書」を御利用願います。 ● 受入機関等が作成した理由書 <ul style="list-style-type: none"> ※ 別添の参考様式(別表1用、別表2用)を参照の上、作成願います。 ● 交付済みの在留資格認定証明書(原本) <ul style="list-style-type: none"> ※ 提出ができない場合は、その理由を記載した説明書(様式自由)を提出願います。

- 申請人が滞在する国・地域が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る入国制限を解除された日の6か月後以降、当庁が別途指定する日までに申請を行った方が対象です。「[当庁が別途指定する日](#)」はおおむね3か月前までに当庁ホームページ等で公表します。入国制限措置が解除されても当庁が別途指定する日までは入国可能です。
- 処理期間は、いずれも2週間が目安です。①の場合は前回許可、②の場合は前回の在留資格認定証明書交付時から身分関係等に変更があった場合などは、必要に応じ、その他の立証資料の提出を求めることがあります(この場合、審査に時間がかかる場合もあります。)
- 在留資格「永住者」と「定住者」及び「特定活動」のうち告示に該当しない活動が指定される方は、在留資格認定証明書交付申請の対象外ですので、在外公館での査証申請を行ってください(詳細は[こちら\(永住者\)](#)又は[こちら\(「定住者」及び「特定活動」\)](#))。また、他の在留資格を希望される方であって、本邦に申請代理人となる方がいない場合も在外公館での査証申請になります。